

クラウド接続専用回線接続サービス利用契約書

広島県国民健康保険団体連合会を甲とし、_____を乙として、甲と乙は、次のとおりサービス利用契約を締結した。

※ 入札後、落札業者を記入

(目的)

第1条 甲は、本契約に基づき乙が提供するクラウド接続専用回線接続サービス（以下「本サービス」という。）を利用し、乙はこれを受託した。

(業務の内容)

第2条 業務の内容は、別紙1「仕様書」のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約締結の日から令和12年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(利用料)

第5条 甲は、本サービスの利用の対価（以下「利用料」という。）として別紙2「支払内訳書」に掲げる金額及び支払方法により、乙に支払うものとする。

(再委託などの禁止)

第6条 乙は、本サービスの全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、第三者と機密保持、個人情報保護の義務を課することを内容とした契約を交わし、その写しを甲に提出した上で、本サービスをその者に委託することができる。

2 前項により再委託を行う場合、再委託先の作業の責任は、全て乙が負うものとする。また、再委託先から更に他の業者へ委託することは禁止する。

(支払遅延)

第7条 甲が支払期限までに乙に対して利用料を支払わないときは、甲は、乙に支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じ、未払いの利用料につき当該支払期間満了日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率で計算した金額を遅延利息として支払わなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が、第3条に定める契約期間内に本サービスを完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 本サービスの実施につき、乙に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、第5条に定める利用料の額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、乙に対して損害賠償金の支払いを請求することができる。

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占

禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第11条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当加入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により第3条に定める契約期間内に本サービスを完了しない場合は、遅延日数に応じ、甲が本サービスの未履行分に相当する利用料として定める額につき年14.5パーセントの割合で算定した金額を損害賠償金として甲に支払うものとする。

(損害の負担)

第 13 条 乙が、本サービスを実施するに際して、自己の責めにより甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が、その損害を負担する。

(天災などによる履行不能)

第 14 条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、本サービスの遂行が困難になったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、本サービスの実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約期間中のみならず、本契約終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、本サービスを行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(実地調査など)

第 17 条 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し、乙又は第 6 条による再委託先における本サービスの実施の状況や情報セキュリティの確保に必要な対策の実施状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(関係書類の整備)

第 18 条 乙は、本サービスに係る経理を明らかにした関係書類を整備し、5 年間保存するものとする。

(特約事項)

第 19 条 契約期間に関わらず次年度以降の本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、甲はこの契約を変更できるものとする。ただし、甲はこの契約に係る予算の確保に最大限努めるものとする。

(疑義の解決)

第 20 条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 21 条 本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲と乙とが記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和 8 年 月 日

甲 広島市中区東白島町 19 番 49 号
広島県国民健康保険団体連合会
理事長 高 垣 廣 徳

乙